2026年8月15日発行（毎月15日発行）通巻第573号
1994年2月28日第3種郵便物認可　ISSN0919-7680

おおさかの住民と自治

2026. 8
（通巻第573号）
発行：
一般社団法人
大阪自治体問題研究所
（発行人：梶　哲教）
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館5F
TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228
http://www.oskjichi.or.jp/
定価200円（消費税含む）
会員は会費に含まれます

憲法改悪、平和への脅威、公共性の喪失への反撃を、大阪から本流にする年に

一般社団法人 大阪自治体問題研究所　第55回会員定時総会

大阪自治体問題研究所は、6月28日、第55回会員定時総会を開催しました。参加は正会員数438人中、委任状を含めて262人であり、定款上の成立要件（過半数）を満たすことが確認され、事務局より総会での承認議案である、①2025年度事業報告、②2025年度決算報告、③2026－27年度の理事監事の選任、に加え、付属資料として添付した2026年度の事業計画と予算案が報告され、討論の後、賛成多数で可決・承認されました。

総会後に大阪自治体問題研究所理事長・大阪学院大学准教授の梶哲教先生による、「副首都法案」国会提出に関するミニ学習を行い、その後恒例の懇親会も開催し交流も深めました。

あいさつに立つ梶理事長

■総会での提案・報告の重点は

冒頭、開会あいさつで、梶哲教理事長は、7月11日に迫った自治体学校in大阪の成功に向け、皆さんが参加呼びかけはもちろん、分科会の企画・運営に関わって頂いていることにお礼を述べました。続いて、この1年の世の中の動きとして、公明党の与党離脱と自民・維新の政権が生まれ、新年早々の解散総選挙で自民党が歴史的勝利をし、維新の後押しを受けて乱暴な政権運営が横行する一方で、参議院では少数与党の状況は引き続いており、不安定な政治状況が続いていると指摘しました。

一方で、継続的な円安や中東情勢を受け、物価上昇が国民生活を苦しめているが、今の政権は米トランプ政権の国際法違反の戦争政策には付き従うものの、国民が直面する課題には有効な手立てが打てておらず、住民の暮らしの立て直しに向け、来春に予定される統一地方選挙を視野に、大阪自治体問題研究所の役割を果たすことが大切、と述べられました。

その後、猿橋均事務局長から「一号議案2025年度事業報告」「二号議案2025年度決算報告」と合わせて、付属資料「2026年度事業計画・予算」の報告、さらに「三号議案2026－27年度理事・監事の選任について」の議案の報告・提案を行いました。

報告では、

①　大阪研の事業活動の中軸である「共同調査研究」については、「大阪労連ビクトリーマップ」編集委員会に参加し議論ととりまとめに参加したこと、27年春の統一地方選挙を視野に、大阪自治労連・衛都連との共同研究「おおさか自治体まるわかり研究会」を再開し、この間の大阪における維新政治の実態について、総括的な学習資料（ブックレット）の作成にこぎ着けたこと。また、堺市職労・住みよい堺市をつくる会との共同で、堺市行財政研究会を再開したこと。

②　第68回自治体学校in大阪（26年7月11－12日）を、「自治体学校in大阪の組織的・財政的な成功を現地として準備する」「これを契機に大阪での自治研活動の活性化をはかり、27年統一地方選挙を視野に、主権者である住民の基本的人権保障と住民自治の力の発揮を大阪研として支えること」と位置づけ、25年秋から現地実行委員会での議論を重ねてきたこと。

③　維新政治による「何でも民間委託」や都構想・市町村合併を含む「統治機構改革」を「おおさか自治体まるわかり研究会」の柱に掲げ、アプローチを開始したこと。今後は、職場や地域における具体的な現れや課題を明らかにするとともに、議員研修会や政策セミナーなどの学習・教育事業の着実な実施を進めること。

④　一方で、大阪研の組織・財政状況は、基盤となる会費収入で個人でも団体でも減少が続いており、事務所維持費や事務局人件費などの恒常的支出をまかなえず、22年度以降4年間連続して単年度赤字となっている現状を直面し、短期的には議員研修会や政策セミナー、共同調査受託などの事業収入を確保しつつ、6000人個人会員実現に向けた26－28年度の中期方針の確立と実践、当面26年度内に個人会員の純増を進めること。

以上のことを強調しました。

■報告・提案を受けた討論では

大阪自治労連・寺内さんから、①間近に迫った自治体学校in大阪に、100人の参加目標で取り組んできたが、目標をすでに突破した。②「おおさか自治体まるわかり研究会」では、具体の職場・仕事の状況がどのようになっているかを把握し、まとめていく議論を職場・職域のメンバーを軸に進めており、年末には発信できるよう準備を進めている。③職場や仕事のあり方を議論する自治研運動の取り組みを労働組合の組織強化にもつなげたい。

柏原理事から、大阪研の機関誌『おおさかの住民と自治』誌は、独自の編集委員会を毎月行い編集しているが、編集委員が補充できておらず、個々の編集委員への負担も大きくなっている。仕事や運動の分野での経験が生きる活動であり、編集委員を増やせば紙面の豊かさにも繋がるので、ぜひ補充に協力をお願いしたい。

守口・吉田さんから、衛都連が一昨年から再開した「職場・職種別交流集会」の財政分科会を担当している。この1年は、森先生が書かれた『市民と議員のための自治体財政』をテキストに学習しつつ、府内全自治体を視野に財政に関わる基礎資料づくりを進めてきた。こうした取り組みを、こんどの自治体学校の財政分科会にも持ち込みたい。

森副理事長から、先ほどの決算報告で明らかなように、4年連続で単年度赤字となり、積立金も底をつく状況、改めて改善が必要。中・長期的には抜本的な財政構造の見直しと会員拡大が必要ではあるが、当面、事業収入（共同調査研究、議員研修会など）を広げ、実施することが大切。

中山理事から、高市政権の内部から改憲の推進を突き上げる維新の動きの下で、憲法「改正」に向けた手続きが具体的に進む危険を痛感している。この大阪でも、関空や伊丹空港、堺泉北港が、「特定利用空港・港湾」の候補にあがっている。平和を守る上で自治体が果たすべき役割などについても、大阪研の取り組みに反映する必要がある。

以上の討論に対し、猿橋事務局長から「全体として新年度の取り組みの具体化に生かしたい」としたうえで、

①　間際に迫った自治体学校in大阪を、開催地の利を生かし、参加者を増やす取り組みを現地実行委員会の皆さんと最後まで進める。

②　27年春の統一地方選にあわせ、三度目の「都構想」住民投票も具体化される。当面、大阪研が7月に発刊する『都構想？　カジノ？　維新は大阪をどうしようとしているか』ブックレットを活用し、職場・地域で学習を進めるとともに、「おおさか自治体まるわかり研究会」の取り組みを広げ、進める。

③　新年度の事業（議員研修会や政策セミナー、共同調査研究など）の拡大を図り、着実に実施するとともに、大阪研の個人・団体会員拡大の取り組みを本格的な軌道に乗せ、少なくとも新年度で単年度収支のバランスを確保する。

2026年8月15日発行（毎月15日発行）通巻第573号
1994年2月28日第3種郵便物認可　ISSN0919-7680

の3点を26年度の最重要課題として、個人・団体会員の皆さんの力もお借りして進めたいとの決意とまとめが行われました。

総会後に梶理事長を講師に「副首都法案」と「大阪都構想」との関わりについて、ミニ学習を行いました。その内容については、大要を事務局としてまとめました。

□いわゆる「副首都法案」とは

「副首都法案」の正式な名称は「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案」です。

3月末の自民・維新の実務者協議では、この法案の付則に、①自治体の名称変更の際の手続きとあわせ、②大都市法による自治体の廃止と特別区の設置に関する住民投票を大阪市民だけでなく府民全体で行う事を可能としていました。しかし、自由法曹団の意見書や、「大阪市のことは大阪市民が決める」など、市民の批判が日増しに大きくなる中、②については取り下げたうえ、国会提出を強行しています。

□そもそも「副首都」とは何か

「副首都」とは何か。その概念はこの法案に、①災害等により「首都中枢機能」が喪失した場合の代替え、②経済の一極集中から多極分散化をめざすとし、その要件として、①人口及び都市機能の集積の程度が高く、経済活動が活発な地域であること、②東京圏が災害により著しい被害を受けた場合に同一の災害により著しい被害を受けるおそれが少ないと見込まれる地域であること、があげられています。

一方で、特別区の設置が要件とされないことから、大阪だけではなく、福岡県や愛知県も「副首都」に手を上げるといわれています。

□「副首都」と都構想は別物

災害時の首都中枢機能の代替機能の確保は、政府が行うべき問題です。また、経済の「多極分散」についても、いくつに分散するのか、その機能をどうするかは法案ではわかりません。

こうした内容を見ても、「副首都」問題と大阪における都構想とは無関係であることが改めて明らかです。しかし維新はこれにこじつけて、三度目の「都構想」住民投票に向けた「法定協議会」を他の会派の反対を押し切り、単独で強行しています。

こうした動きへの住民の監視を強めるとともに、維新による独裁を許さない世論が必要です。

2026年8月15日発行（毎月15日発行）通巻第573号
1994年2月28日第3種郵便物認可　ISSN0919-7680

いわゆる副首都法案の国会提出にあたり、自治体問題研究所理事会として、
2026年６月30日付けで以下の声明を発表しましたので紹介します。

いわゆる副首都法案の制定に反対する声明

2026年６月30日
自治体問題研究所理事会

自由民主党と日本維新の会の「連立政権合意書」に基づき、いわゆる副首都法案（国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案）が公表され、両党間で附則の修正が行われた後に、国会に法案として提出された。しかし、この法案は、以下のような様々な問題点を有している。

まず、上記の修正前の附則の「特別区の設置と一体的に名称を変更する場合の特別区設置手続の特例等」に典型的にあらわれていたように、日本維新の会の意向が強く反映していることによって生じている問題点である。附則の問題点は、「特別区の設置」を「大阪都」への名称変更と一体的に行うことによって、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」において定められている大阪市民ではなく、大阪府民の住民投票によって特別区の設置を決めようとするものであった。「特別区の設置」と「名称変更」という抱き合わせ販売のような住民投票は、憲法92条が規定する「地方自治の本旨」が要請する住民自治を軽視するものであった。結果としてこの附則は削除されたものの、日本維新の会が目指してきたいわゆる大阪都構想を実現するための政策をベースにしつつ、それをカモフラージュし、対象を大阪府に限定しない一般法の形にしているために、法案の内容や運用に、幾つもの不明確な点を残している。

例えば、この法案は、特別区を有する道府県のみを副首都とするならば、実質的に大阪府のみが対象となることから、複数の指定があり得る「副首都」や、それに加えて「首都中枢機能代替地域」を規定し、副首都の要件の一つとして、「副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制」を政令で定めることをあげ、政令の内容として、「「政令市＋道府県」（連携協約等）、特別区の設置　制度化された場合は「特別市」」を想定としていることである。しかし、複数の「副首都」や「首都中枢機能代替地域」として多数のものが存在することになるのか、どう使い分けるのか、地方行政体制が「首都中枢機能」とどのように関連し、上記の地方行政体制が何故必要であるのか、道府県に含まれない「特別市」が要件となり得るかなどが不明確であるし、また、この法案における「首都中枢機能を維持することが困難」であることをどのように判断するのか、反対に、「一定期間」の機能代替の終了をどのように判断するのかなども法案からは明確ではなく、政令や基本方針などにおいて、政治的交渉によって決定できる広い余地が残され、恣意的になる危険性を有するものとなっている。

さらに、この法案は、「大規模災害」に備えた「一定期間」の機能代替を担う地域や道府県を準備するとともに、「多極分散型経済圏の形成」をも目指していることである。両者の関連性は強いとはいえないと考えられるが、このような内容となっているのは、もともと大阪都構想において、大阪の経済成長が目指されたことから生じている。しかし、「大規模災害」に備えることが主目的であるならば、他に対応しなければならないことも少なくなく、このような機能代替の制度創設にのみ焦点を当てるのではなく、幅広く真摯な検討をすべきである。「一定期間」の機能代替にしては、様々な「法制上、財政上又は税制上の措置」という優遇措置がとられ、副首都に、首都中枢機能代替のための国機関等の拠点の整備、まちづくりの推進、規制緩和、民間投資促進等に必要な施策が予定されているのは、多極分散型「経済圏の形成」の比重が大きいからである。また、大阪府を副首都にするだけでは、「多極分散型」にはならないことから、副首都は大阪府に限定されず、複数の道府県を対象とするもので、実際に大阪府以外にも副首都指定を目指す道府県があるのは、上記のような優遇措置や施策のインセンティブに期待するからである。他方で、副首都の指定のためには、先に述べたような地方行政体制が要件とされていることから、優遇措置や施策のインセンティブによって特定の地方行政体制を誘導する政策ともなっている。

以上のように、附則削除により憲法92条の問題点は回避されたとしても、この法案は、幾つもの不明確な点を含み、表向きには「大規模災害」に備えることをあげつつ、実際には、内容が不透明で、かつ規制緩和先行型にみえる「多極分散型経済圏の形成」を重視して、平時において特定の地域を特別扱いするものとなっており、「副首都」の指定要件により地方行政体制を誘導するなど、依然として様々な問題点を有していることから、自治体問題研究所理事会は、この法案の制定に反対する。